

名古屋市告示第388号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和5年7月20日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年7月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	定納山線支線第19号	名古屋市緑区大高町字定納山8番の14地先から	前	0.030	平均 8.50	第 1 図 第 附 図
			名古屋市緑区大高町字定納山8番の34地先まで	後	0.030	4.01 ～ 4.02	
	B	定納山線支線第14号	名古屋市緑区大高町字定納山8番の7地先から	前	0.010	平均 6.50	
			名古屋市緑区大高町字定納山8番の7地先まで	後	0.010	5.68 ～ 9.15	

2 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	東進東西第8号線 支線第1号	名古屋市中川区三池町1丁目17番地先から	前	0.055	3.64	第 2 附 図
			名古屋市中川区三池町1丁目3番地先まで	後	0.055	5.91 ～ 6.40	

3 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	大高西部第44号線	名古屋市長区大高町字砂畑11番の1地先から 名古屋市長区大高町字中ノ島31番の7地先まで	第 3 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

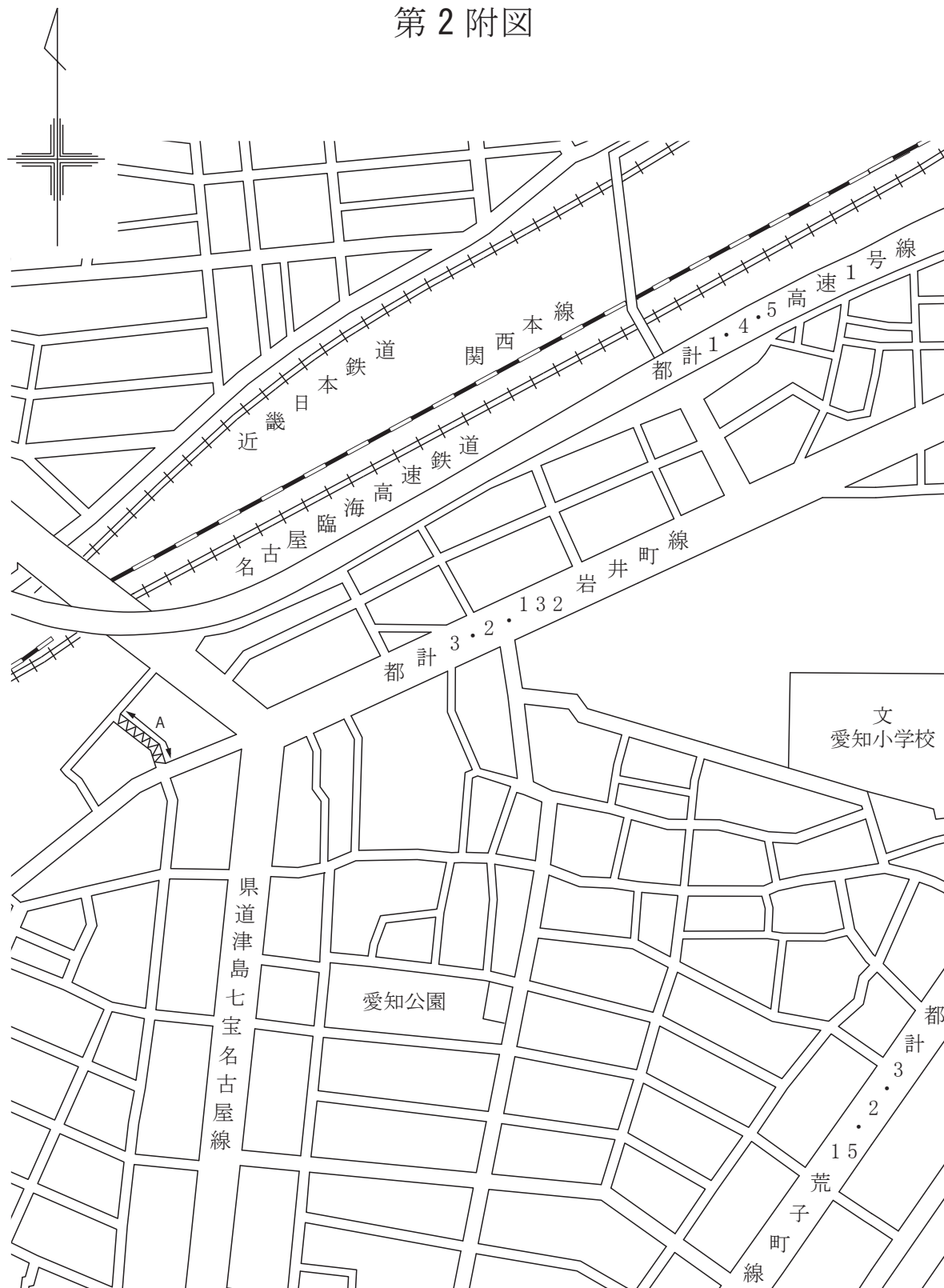


凡 例

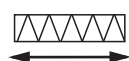


区域変更により廃道する部分

第2 附図



凡 例

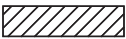


区域変更により道路の幅員
を改め供用開始する部分

第 3 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分